

大津市立逢坂小学校 PTA 会則集

1. 大津市立逢坂小学校 PTA 会則
2. 大津市立逢坂小学校 PTA 会則 細則
3. 大津市立逢坂小学校 PTA 役員並びに委員選出に関する細則
4. 大津市立逢坂小学校 PTA 弔意等に関する細則
5. 大津市立逢坂小学校 PTA 個人情報保護方針について細則

大津市立逢坂小学校 PTA 会則

第1章 総則

第1条 本会は、大津市立逢坂小学校 PTA と称し、事務所を学校に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦と教養を高め、互いに手を携えて、児童の人間的な成長を願い、その教育や環境を向上させることを目的とする。

第3条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

1. 教育の振興を本旨とする民主団体としていかなるものの支配干渉をも受けることなく、政治、宗教、営利等教育以外の事項には関与しない。
2. 保護者と教職員が学校教育、家庭教育、地域教育等について、理解を深め、協力することを目指す。
3. 児童青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体並びに他の機関と協力し、文化的な環境づくりをすすめる。

第4条 本会の目的を達成するために、下記の活動を行う。

1. 会員の研修と親睦
2. 児童の健全育成
3. 学校への協力
4. 文化的、教育的環境の整備
5. 他機関との協力
6. その他必要と認めた事項

第2章 会員

第5条 本会の会員となることのできる者は、下記のとおりである。

1. 本校児童の保護者
2. 本校に勤務する教職員

第3章 総会

第6条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第7条 総会の定足数は、構成員の2分の1とする。

第8条 総会は年度初めの定期総会の他、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第9条 総会は会長が招集する。但し、会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。

第10条 次の各号の事項は、総会に付議しなければならない。

1. 事業計画並びに予算の決定
2. 事業報告並びに決算の承認
3. 会則の改廃
4. その他重要な事項

第11条 総会の議事は出席者の過半数の賛成で決する。但し、前条第3号については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第4章 役員

第12条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長1名 (保護者)
2. 副会長3名 (保護者2名・教職員1名)
3. 総務5名以内 (保護者・教職員1名)
4. 広報3名以内 (保護者・教職員1名)
5. 庶務3名以内 (保護者)
6. 会計2名 (保護者1名・教職員1名)
7. 会計監査2名 (保護者2名)
8. 顧問若干名(学校長および会員中の適任者)

第13条 1. 前条1から6までの役員は、会員の選挙又は推薦により年度末に選出し、4月1日に就任する。
2. 前条7の役員は、年度末に選出し、4月1日に就任する。
3. 各役員の任期は1年とする。但し再任を妨げないが3年を限度とする。
4. その他、役員の選出については大津市立逢坂小学校 PTA 役員並びに委員選出に関する細則をもって定める。

第5章 委員

第14条 本会の委員は次のとおりとする。

1. 学年委員
2. 町委員
3. その他、本会の運営に必要なときは特別委員を置くことができる。

第15条 各委員の選出については、大津市立逢坂小学校 PTA 役員並びに委員選出に関する細則をもって定める。

第6章 運営委員会

第16条 1. 運営委員会は、役員(会計監査および学校長でない顧問を除く)並びに各委員の正副委員長をもって構成する。
2. 学年長、ブロック長並びに特別委員は、運営委員会の了承があるときは、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
3. 運営委員会は、議事に応じて、学年長、ブロック長並びに特別委員を運営委員会に招集し、意見を求めることができる。

第7章 委員総会

- 第17条 1. 委員総会は、学年委員、町委員、特別委員で構成し、総会に次ぐ決議機関とする。
2. 議事は、出席者の過半数の賛成で決する。

第8章 委員会

- 第18条 委員会として、学年委員会、町委員会、その他必要に応じて特別委員会を置く。
第19条 役員を選出にあたり、役員選出管理委員会を置く。

第9章 経理

- 第20条 1. 本会の活動に要する経理は、会費並びに寄付金をもって充てる。
2. 会費は年額3600円とし、分納することができる。
3. 15日以前の月途中の転入および16日以後転出の場合は、その月の会費を徴収するものとする。
第21条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
第22条 本会の慶弔に関する事項は、逢坂小学校PTA弔意等に関する細則をもって定める。

第10章 その他

- 第23条 1. 本会の運営に関し必要な細則は委員総会または運営委員会で定める。
2. 細則は、委員総会または運営委員会で改廃することができる。
3. 細則を制定または改廃した場合には、その内容を次期総会に報告する。

付則

本会則は、総会の決議のあった日から有効である。

改訂（平成30年5月19日）

- 平成30年度PTA総会（平成30年5月19日）決議
・第9章 第20条第3項を追加した。

改訂（令和元年11月16日）

- 2019年度PTA臨時紙面総会（令和元年11月16日開票）決議
・第4章 第12条第3項及び第4項を一部改正。
・第5章 第14条第2項を削除し、条項番号を繰り上げた。
・第7章 第17条第1項を一部改正。
・第8章 第18条を一部改正。

改訂（令和4年1月20日）

- 令和3年度PTA臨時紙面総会（令和4年1月20日開票）決議
・第5章 第14条 第1項を改正。
・第7章 第17条 第1項を一部改正。
・第8章 第18条 を一部改正。

細則

第1章 役員

第1条 会長の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を総括する。
2. 総会並びに運営委員会等を招集する。

第2条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

第3条 総務の任務は次のとおりとする。

1. 運営、企画、立案にあたる。
2. 会員相互の親睦を図る。
3. 会長の指示に従ってその他の業務を行う。

第4条 広報の任務は次のとおりとする。

1. 機関紙の発行および種々の情報提供を行う。
2. 会長の指示に従ってその他の業務を行う。

第5条 庶務の任務は次のとおりとする。

1. 総会並びに運営委員会の議事並びに本会の活動に関する重要な事項を記録する。
2. 諸種の記録、通信その他の資料を保管する。
3. 会長の指示に従ってその他の業務を行う。

第6条 会計の任務は次のとおりとする。

1. 予算案を作成する。
2. 予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
3. 総会において決算報告を行う。
4. 本会の財産を管理する。

第7条 会計監査の任務は次のとおりとする。

1. 本会の経理を監査する。
2. 総会において会計監査報告を行う。

第8条 顧問の任務は次のとおりとする。

1. 学校長である顧問は、役員会、運営委員会等すべての会議に出席し、意見を述べることができる。
2. 学校長でない顧問は、運営委員会の求めに応じて会議等に出席し、意見を述べることができる。

第2章 委員

第9条

1. 本会は、特別委員として、子ども安全リーダーを置く。
2. 子ども安全リーダーは、大津警察署子ども安全リーダー連絡協議会規約に基づき活動を行う。
3. 子ども安全リーダーの任期は1年とし、町委員と兼任する。

第3章 委員会

第10条 各委員会の活動は次のとおりである。

1. 学年委員会… (1) 学校と家庭の連携を図り、児童の教育を進めるための話し合いや活動を行う。
(2) 児童の健全な成長を図るための諸活動を通して会員相互の親睦を深める。
2. 町委員会……児童の安全を守り、よい環境作りをすすめる。

第11条 この細則は、大津市立逢坂小学校 PTA 会則に従属する。

改訂 (平成28年2月13日)

平成27年度第7回運営委員会 (平成28年2月13日) 決議
第2章第9条第3項を削除

改訂 (平成29年1月14日)

平成28年度第7回運営委員会 (平成29年1月14日) 決議
第2章第9条第3項を追加

改訂 (令和元年12月14日)

2019年度第5回運営委員会 (令和元年12月14日) 決議

- ・第1章 第3条第2項を追加し、条項番号を繰り下げた
- ・第3章 第10条第1項を改正
- ・第3章 第10条第2項を削除し、条項番号を繰り上げた

改訂 (令和4年2月12日)

令和3年度第6回運営委員会 (令和4年2月12日) 決議

- ・第3章 第10条 第1項を一部改正

大津市立逢坂小学校PTA役員並びに委員選出に関する細則

第1章 役員選出管理委員会

第1条 役員選出にあたって、役員選出管理委員会を設置する。

第2条 役員選出管理委員会は、会長・副会長・庶務で構成する。

第3条 役員選出管理委員会の要請があれば、会長・副会長・庶務を除く役員は協力する。

第2章 役員の選出

第4条 保護者である次期役員候補者（会計監査および学校長でない顧問を除く。以下「次期役員候補者」という。）は、毎年12月末日までに選出する。

第5条 次期役員候補者の定数は、運営委員会が決定する。

第6条 1. 次期役員候補者は、立候補又は推薦により選出する。立候補者等が定数を超える場合は、立候補者等の間で協議を行う。協議が調わない場合は、会員の選挙により選出する。

2. 立候補および推薦では定数に満たない場合は、くじ引き等により選出する。

第7条 役員選出管理委員会は、次期役員候補者の立候補について告知を行う。

第8条 1. 次期役員候補者をくじ引き等にて選出する場合は、5年生の保護者である会員から選出する。但し、過去において役員、各委員長・副委員長を経験した者からは選出しない。

2. 役員選出管理委員会は、くじ引き等対象者の名簿を作成し、町委員会と協議してくじ引き等の実施について対象者に告知する。

3. くじ引き等は、原則としてくじ引き等対象者全員出席のもとで行う。やむを得ない事情により出席できない会員は、必ず委任状を役員選出管理委員会に提出しなければならない。委任状の提出なき場合は、役員が当該会員に代わってくじ引き等を行い、当該会員はその結果について後日異議を述べることはできない。

第9条 選出された次期役員候補者は、相互の協議により、会長・副会長・総務・広報・庶務・会計を分担する。

第10条 役員選出管理委員会は、速やかに、選出された次期役員候補者の公示を行う。

第11条 選出された次期役員候補者については、会員による無記名信任投票を行い、過半数の信任で決定する。

第12条 教職員の中から選出される副会長・総務・広報・会計は、学校教職員で適宜選出する。

第13条 会計監査は、原則として役員経験者から、前会長が委嘱する。

第14条 学校長でない顧問は、必要に応じて、原則として役員経験者から、運営委員会が委嘱する。

第3章 委員の選出

第15条 学年委員は各学年から3～6名選出する。

第16条 （削除）

第17条 町委員は各町から1名選出する。ただし、町の事情によっては2名以上選出することができる。また、2町以上が合同して1名の町委員を選出することもできる。

第18条 各委員会の正副委員長は、それぞれの委員会において互選により選出する。

第19条 (削除)

第20条 会長は必要があると認めた時は、各委員会に会員の中から選出した参与をおくことができる。

第21条 学年委員※、町委員および子ども安全リーダーの具体的選出方法は次のとおりとする。

1. 学年委員

(1) 立候補者と学年委員※未経験者の中から、原則、各学年3～6人と補欠2人を選出する。(当年度町委員は除く。)

(2) (1)で候補者が不足する場合は、学年委員※経験者と、当年度町委員で学年委員※未経験者から不足人数を選出する。(当年度町委員正副委員長および子ども安全リーダーは除く。)

(3) (2)で候補者が不足する場合は、当年度町委員で学年委員※経験者から不足人数を選出する。(当年度町委員正副委員長および子ども安全リーダーは除く。)

2. 町委員

(1) 原則として、新5年生以下児童の保護者から選出する。

(2) 新6年生児童の保護者から選出する場合、学年委員※経験者を選出するのが望ましい。

(3) 当年度町委員が学年委員に選出された場合、町委員補欠を町委員に繰り上げる。

3. 子ども安全リーダー

(1) 当年度町委員から選出する。(正副委員長は除く。)

第22条 役員・各委員の当年度および次年度以降の免除に関する規定は別表の通りとする。

第23条 この細則(削除：大津市立逢坂小学校PTA役員並びに委員選出規定)は、大津市立逢坂小学校PTA会則に従属する。

「学年委員※」について、2024年度までは専門委員、2026年度までは学級委員の経験者を含む。

改訂(平成14年5月21日)

平成14年度総会(平成14年5月21日)決議

- ・第10条 学校職員…「学校教職員」に変更。
- ・第12条 第1章に12条をくわえ本部役員候補者の選出方法を改正した。
- ・第17条 委員選出方法を改正した。

改訂(平成22年5月28日)

平成22年度総会(平成22年5月28日)決議

- ・第17条「少なくとも1年間は学級委員・専門委員、またはブロック長をつとめる」からブロック長を削除。

改訂（平成23年5月21日）

平成23年度総会（平成23年5月21日）決議

- ・第2章に20条をくわえ学級委員・専門委員の選出方法を改正した。

改訂（平成24年9月28日）

平成24年度臨時委員総会（平成24年9月28日）決議

- ・第2章20条を改正。
- ・第2章に21条をくわえ、クラス委員・町委員の具体的選出方法を改正した。

改訂（平成26年3月21日）

平成25年度第9回運営委員会（平成26年3月21日）決議

- ・「第1章 役員及び会計監査委員選出規定」を「第1章 役員選出管理委員会」と「第2章 役員の選出」に分けて規定した。
- ・第1章 第2条、第3条中、役員選出管理委員会の構成員に庶務を追加した。
- ・第2章を運用実態に合わせ全面改正した。
- ・第19条を第23条に移動した。
- ・第21条第3項において子ども安全リーダーに関する規定を追加した。
- ・第22条の別表を改正した。

改訂（平成27年1月17日）

平成26年度第6回運営委員会（平成27年1月17日）決議

- ・第22条の別表を改正。

改訂（平成28年2月13日）

平成27年度第7回運営委員会（平成28年2月13日）決議

- ・第3章第21条3項を削除。
- ・第22条の別表を改正。

改訂（平成29年1月14日）

平成28年度 第7回運営委員会（平成29年1月14日）決議

- ・第3章 第21条を運用実態に合わせ全面改正した。

改訂（平成29年10月7日）

平成29年度 第4回運営委員会（平成29年10月7日）決議

- ・第1章 第2条を運用実態に合わせ一部改正した。
- ・第1章 第3条を運用実態に合わせ一部改正した。

改訂（令和元年12月14日）

2019年度第5回運営委員会（令和元年12月14日）決議

- ・第3章 第15条を改正。
- ・第3章 第16条を削除。
- ・第3章 第19条を一部改正。
- ・第3章 第21条第1項を改正。

改訂（令和2年2月15日）

2019年度第6回運営委員会（令和2年2月15日）決議

- ・第3章 第22条の別表を一部改正。

改訂（令和4年2月12日）

令和3年度第6回運営委員会（令和4年2月12日）決議

- ・第3章 第15条を一部改正。
- ・第3章 第19条を削除。
- ・第3章 第21条 第1項および第2項を一部改正。
- ・第3章 第22条の別表を一部改正。

改訂（令和4年9月3日）

令和4年度第4回運営委員会（令和4年9月3日）決議

- ・第2章 第21条を一部改正

逢坂小学校PTA弔意等に関する細則

制定 平成13年5月19日

第1条 この細則は、逢坂小学校PTAが会員並びに児童に行う弔意及び見舞い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 1. 弔慰金、見舞金等は次に掲げる種類とする。

- (1) 弔慰金
- (2) 災害等見舞金
- (3) 病気等見舞金
- (4) 供花、弔電等

2. 前項に定める弔慰金、見舞金等は、逢坂小学校PTA名により贈るものとする。

第3条 前条に定める金額等は、別表のとおりとする。

第4条 この細則に定めのない事項で弔慰金等の必要があるときは、会長、副会長を含む役員が決定し、直近の運営委員会で報告するものとする。

第5条 この細則の改廃は、大津市立逢坂小学校PTA会則第23条の定めにかかわらず、総会において決定するものとする。

別表

区 分	金 額
児童の死亡	香料 5,000円若しくは供花等
会員の死亡	香料 5,000円若しくは供花等
教職員の配偶者	香料 5,000円若しくは供花等
火災・震災・風水害等の見舞	その程度に応じ、役員が決定する。
病気等の見舞（児童、教職員） 〔1カ月以上の欠席及び欠勤〕	見舞金 3,000円
その他学校並びに本会に特に関係のある人の死亡	その都度、役員が決定する。

逢坂小学校PTA個人情報保護方針について細則

制定 平成 29 年 10 月 7 日

第 1 条（主旨）

逢坂小学校PTA（以下「本会」）は、会員の個人情報の重要性を認識し、PTAの運営に従事する者全員が「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守し個人情報を適正に扱うため、以下の方針を定めるものとする。

第 2 条（定義）

本会が保有する個人情報とは以下の内容となります。

- ①会員の氏名、ふりがな、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ②会員の子である児童の名簿番号、氏名、ふりがな、学年、クラス、登校班。
- ③画像や音声によって会員ならびに会員の子を識別できる情報。

第 3 条（取得）

本会は、適法で公正な手段による運営上必要な範囲内での、個人情報取得に努める。

第 4 条（利用目的）

本会が保有する個人情報は、会員ご本人の同意なく、利用目的の範囲を超えて利用することはありません。本会が取得した個人情報は、PTA会則及び細則に掲げる事業を実施するための連絡及び組織運営にのみ利用する。

- ①本会の行事などに関する案内、ならびに提出いただいた書類の確認。
- ②寄せられた各種お問い合わせ等質問に対する回答
- ③本会の円滑な運営にあたって必要となる情報の伝達や照会。

第 5 条（第三者への提供）

本会の保有する個人情報は、以下の場合を除き、会員本人の同意なく、第三者に個人情報を提供しない。

- ①法令に基づく場合。
- ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④本会の運営上必要な範囲内で、業務委託先等に個人情報を委託する必要がある場合。但し、その場合には業務委託先等に対して委託した個人情報の適正な取り扱いを求めるとともに適切な管理を行う。

第6条（個人情報の照会・訂正・削除等）

会員の情報を照会・訂正・削除等する場合は、会員本人からPTA本部またはクラス担任までご連絡いただく。会員本人と確認できる場合に限り対応する。

第7条（個人情報の廃棄）

本会が保有する個人情報は、原則的にPTA脱会後（児童の卒業時または転退学時等）に適正な方法で廃棄する。（但し、広報や行事記録（写真等を含む）は5年間保管後、廃棄する）

第8条（本細則の改定）

本細則の方針について、改善を要する場合は必要に応じて改定する。

第9条（問い合わせ窓口）

本細則の方針および本会の保有する個人情報についての問い合わせ窓口は、PTA本部またはクラス担任とする。

付則

この方針は、2017年10月7日より施行する。

改訂（平成31年1月22日）

平成30年度臨時運営委員会（平成31年1月22日決議）

- ・第2条 第2項を運用実態に合わせ一部改正した。

改訂（令和4年9月3日）

令和4年第4回運営委員会（令和4年9月3日決議）

- ・第2条 第1項を運用実態に合わせ一部改正した

発行日
発行者

令和4年3月1日
大津市立逢坂小学校PTA令和3年度役員
(大津市立逢坂小学校内)
大津市音羽台6-1 電話 522-6753

PTA会則集